

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

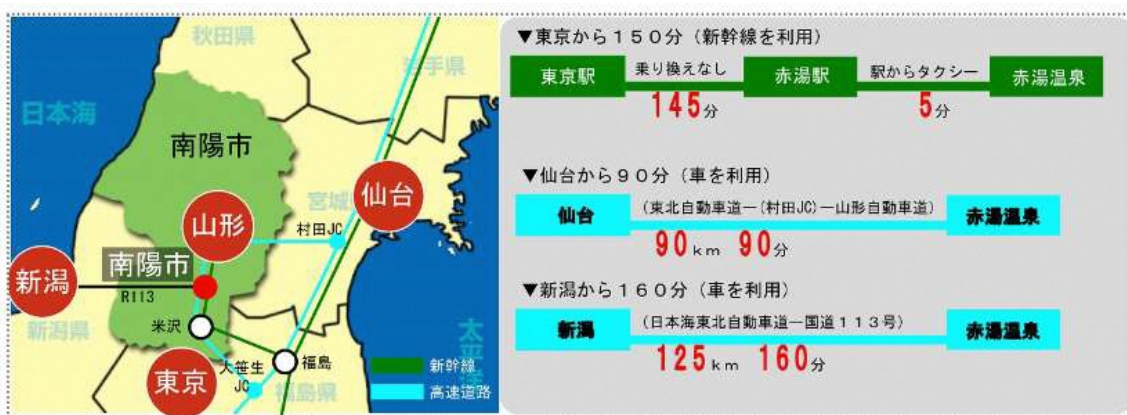
(1) 地域の災害等リスク

①南陽市の概況・立地

当市は昭和42年に赤湯町、宮内町、和郷村の2町1村が合併し現在の南陽市となる。人の横顔に見える山形県の”えくぼ”に当たり、県南部に位置し、総面積は160平方キロメートル、市の北部は山地で全体の約6割が山林を占め、南部は盆地のため農産物の生産が盛んである。

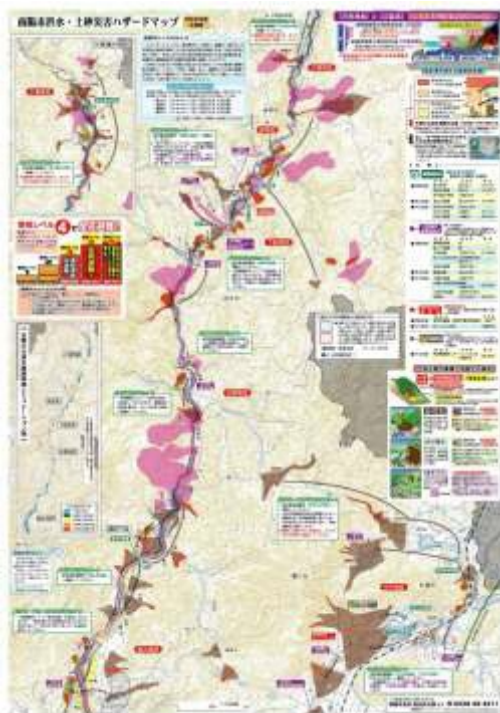
また、開湯930余年の赤湯温泉をはじめ、東北の伊勢と言われる熊野大社など、豊富な観光資源を有している。

東京までは、2時間30分で行き来でき、鉄道・道路交通網にも恵まれている。



市ホームページより

②想定される地域の災害リスク(地震・風水害・雪害)



(北部版)



(南部版)

令和元年度版

平成25・26年の2年連続豪雨で吉野川などが氾濫し、大きな被害が出ており、豪雨に伴う水害や土砂災害等の自然災害が頻発化・激甚化している。

【洪水リスク】

(洪水：ハザードマップ)

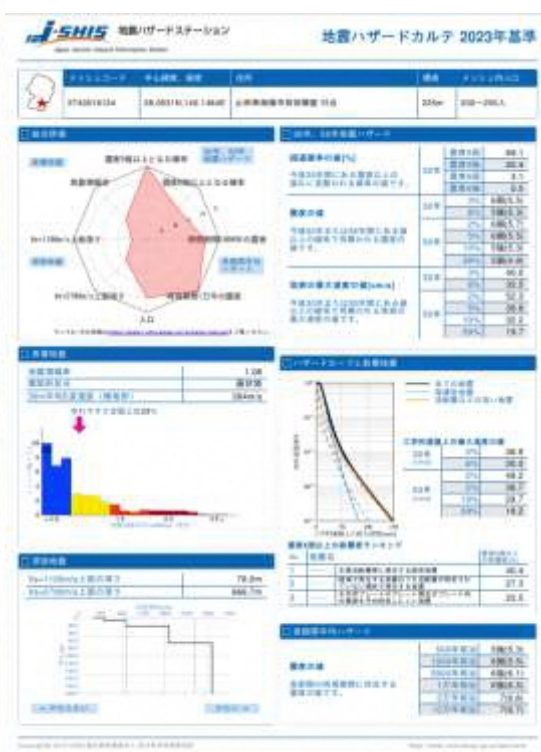
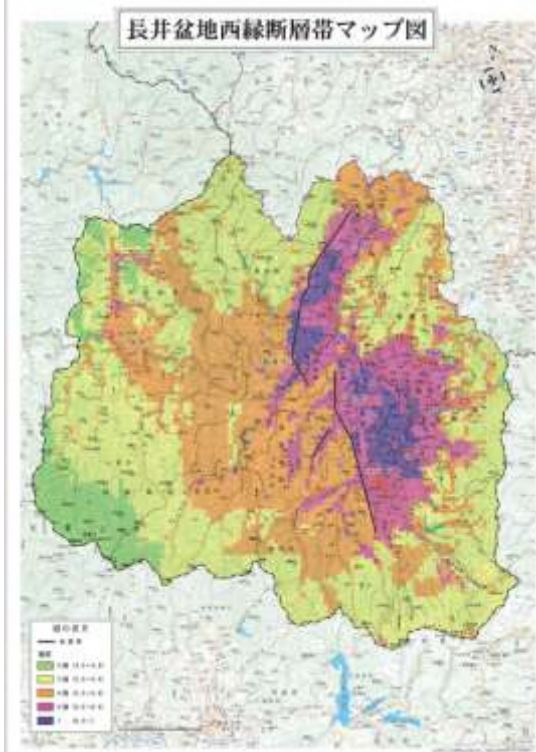
本市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、0.5mを超える浸水が予想されているほか、市街地建物が建設されている区域のほとんどで同様の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の金山地区、中川地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じるおそれがあるエリアとなっている。

【地震リスク】

J-SHIS 地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱の地震が今後 30 年間に 3.1% 以上の確率で発生するとされている。



【感染症リスク】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等） | |
|------------------|-------------------|---------|---------------|-------------|
| 商 工 業 者 | 農林漁業 | 18 | 18 | 市内に広く分布している |
| | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | 0 | |
| | 建設業 | 161 | 153 | 市内に広く分布している |
| | 製造業 | 172 | 131 | 市内に広く分布している |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 1 | 赤湯地区に集中している |
| | 情報通信業 | 9 | 8 | 市内に広く分布している |
| | 運輸業、郵便業 | 29 | 21 | 市内に広く分布している |
| | 卸売業、小売業 | 397 | 284 | 市内に広く分布している |
| | 金融業、保険業 | 24 | 19 | 市内に広く分布している |
| | 不動産業、物品貸借業 | 90 | 90 | 市内に広く分布している |
| | 学術研究、専門・技術サービス業 | 46 | 34 | 市内に広く分布している |
| | 宿泊業、飲食サービス業 | 244 | 191 | 市内に広く分布している |
| | 生活関連サービス業、娯楽業 | 185 | 174 | 市内に広く分布している |
| | 教育、学習支援業 | 33 | 30 | 市内に広く分布している |
| | 医療、福祉 | 29 | 29 | 市内に広く分布している |
| | 複合サービス事業 | 7 | 5 | 市内に広く分布している |
| | サービス業（他に分類されないもの） | 27 | 34 | 市内に広く分布している |
| 合計 | 1,492 | 1,222 | | |

令和3年経済センサスより

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・南陽市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・南陽市国土強靱化地域計画の策定（令和2年～）
- ・防災、感染症等対策 備品の備蓄
- ・南陽市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・山形県火災共済協同組合や損保会社等と連携した加入促進
- ・商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握

II 課題

当市の小規模事業者の防災・免災及び感染症対策への支援における課題は次のとおりである。

1) 事業者BCPの策定が進んでいない。

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する事が必要である。

2) 策定支援スキル習得に課題がある。

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

3) 感染症へのリスク管理不足

これまでに国、県、市で新型コロナウイルス感染症対策にかかる補助金支援等を行ってきたが、管内小規模事業者においては、体調不良者が出た場合のルール作りや、感染拡大時に備えてマスク等の衛生製品の備蓄、リスクファイナンス対策として損害保険への加入等が不足している。そのため、万が一に備えるためにこれらの必要性について浸透させる必要がある。

III 目標

南陽市地域防災計画及び南陽市国土強靱化地域計画に基づき、想定される大規模自然災害等に備えた中小・小規模事業者に対する事前防災や事後のいち早い復旧の対策について、市・商工会が一体となって取り組む。特に市内小規模事業者に対して事業継続力強化のため、以下の取組を実施する。

(1) 管内小規模事業者へのBCP等の策定支援の強化

災害リスクを認識してもらうため、事前対策の必要性を周知するとともに、職員の支援スキルの向上及び、専門家や損害保険会社との連携による個社支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP等の策定支援を強化する。

(2) 速やかな応急・復興支援を行うための体制構築

発災時に於ける連絡体制を円滑に行うため、市、商工会との間における被害情報報告ルートを確立する。また、速やかな復興支援策を行えるように、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症対策・施策の周知

地区内小規模事業者に対し、自然災害のリスクや、感染症リスクを認識してもらうため、事前の対策の必要性を周知する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和6年4月1日～令和11年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜ 1. 事前の対策 ＞

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知及び事業所BCP策定の促進等

近年、豪雨災害や感染症が発生しており、それらに対するリスク管理の重要性が高まっている。そのため、リスク管理の啓蒙を図るため、下記の取組を強化していく。

- ・ 職員の支援スキル向上のため、BCP策定セミナーを実施する。
- ・ 管内小規模事業者に対し、「山形県版BCPモデル」を支援ツールとして活用し、事業者BCP（簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び、助言を行う。
- ・ 巡回や窓口での経営指導時に、当市のハザードマップや各種リーフレットを用いて、それぞれの事業所の立地場所に於ける自然災害等のリスクや、災害の影響を軽減するための取組（各種損害保険等への加入、行政支援策の活用等）について説明する。
- ・ 管内小規模事業者を対象にBCP策定セミナーや、保険相談会を開催する。
- ・ 当会の会報「かがやき」や市広報、商工会ホームページ等を活用し、国等の施策の紹介、リスク対策の必要性及び、それらに備えるための各種損害保険等への加入促進、既にBCPに取り組んでいる事業者の紹介等を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症はいつでも、どこでも発生する恐れがあり、感染状況も日々変化するため、流言に惑わされることなく、冷静に対応することが出来るよう、事業者に最新かつ正しい情報を周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、国や県が提供する業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策の徹底を図るよう紹介。また、事業者へ感染拡大防止にかかる支援施策等の情報提供を行い、それらの支援を行う。
- ・ 経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及び、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

「南陽市商工会危機管理マニュアル」を令和5年11月に策定

3) 関連団体等との連携

- ・ 職員向け研修会をはじめ、BCP策定セミナーや個別支援について専門家と連携を図り実施する。
- ・ 損害保険会社等の専門家派遣を利用し、管内小規模事業者を対象としたリスクファイナンス対策のセミナーや個別支援を実施する。
- ・ 関係機関へ普及啓発のポスター掲示の依頼を行う。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

- ・ 管内小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を巡回等により確認
- ・ 市、商工会の職員間で事業者BCP等の策定状況等について情報共有を行う他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点についての情報共有を行う。

5) 当該計画にかかる訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード8.1の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- ・感染症の発生後は、職員の体調管理の徹底の他、消毒や来訪受付票等を設置する。
- ・管内小規模事業者の感染症流行状況の把握を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南陽市における感染症対策本部設置に基づき、感染症対策を行う。

1) 安否及び業務従事可否確認の対象と目標時間

| 団体名 | 内容 | |
|----------|----|--------------------------|
| 南陽市商工観光課 | 職員 | 発災後1時間以内にWEBメール、携帯電話にて確認 |
| 南陽市商工会 | 職員 | 発災後1時間以内にWEBメール、携帯電話にて確認 |
| | 三役 | 3時間以内に携帯電話にて確認 |
| | 役員 | 1日以内に携帯電話にて確認 |
| | 会員 | 2日以内に役員を通じ地区ごとの会員安否を確認 |

※「商工会災害システム」を活用しながら被害状況をデータ化する。

2) 安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口

| 団体名 | 連絡窓口 | | 報告先 |
|----------|------|------|-----------|
| | 第1順位 | 第2順位 | |
| 南陽市商工観光課 | 課長 | 課長補佐 | 災害対策本部等 |
| 南陽市商工会 | 事務局長 | 課長 | 山形県商工会連合会 |

※確認結果を第1順位者もしくは第2順位者へ報告する。報告を受けた第1順位者もしくは第2順位者間で、情報の共有を行う。

3) 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

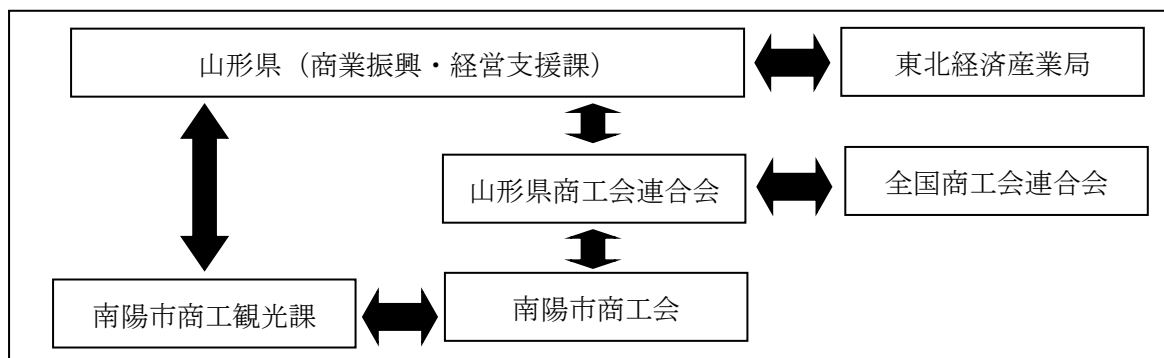
| 被害規模 | 被害状況 | 応急対策の内容 |
|-----------|---|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・管内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網の遮断等により確認が取れない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務 ・復興支援策を活用するための支援業務 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・管内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内 1%未満の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務 |
| ほぼ被害がない | 目立った報告の被害がない。 | 特に行わない |

4) 市と商工会における被害情報等の共有頻度

| 期間 | 情報共有頻度 |
|---------|----------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回（10時、16時） |
| 1週間～2週間 | 1日に1回（16時） |
| 2週間以降 | 被害状況により判断 |

< 3. 発災時に於ける指示命令系統・連絡体制 >

- 1) 自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。また、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- 2) 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（総額、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 3) 当会と当市が共有した情報を、山形県の指定する方法にて、山形県へ報告する。
- 4) 感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を山形県の指定する方法にて山形県へ報告する。
- 5) 被害状況等については商工会災害システムを活用し、山形県商工会連合会を通して全国商工会連合会へ情報の共有を行う。



“指揮命令・連絡体制図”

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

当会は、市と協議の上、安全性が確認された場所に於いて相談窓口を開設する。また、国や山形県、山形県商工会連合会からの要請があった場合等に於いては特別相談窓口を設置することとする。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

○時間経過とともに必要となる被害調査等

| 段階 | 時間経過 | 被害調査の内容 | 確認の方法 |
|----|---------------|-------------------------------|------------------------|
| 1 | 発災直後 ～2日程度 | 安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者) | 役職員を対象に LINE、Eメール、携帯電話 |

| | | | |
|---|-----------------|--|--------------------------------|
| | | 大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況) | 役職員や被災地区の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り |
| 2 | 安全確認後 ～7日程度 | 直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、 風評等) | 管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り |
| 3 | 発災3日後 ～14日程度 | 経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手 続き等) | 管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り |
| | | 間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等) | |

3) 被害事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、相談窓口をはじめとして、巡回訪問、会報、ホームページ等により、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 1) 山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県や山形県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

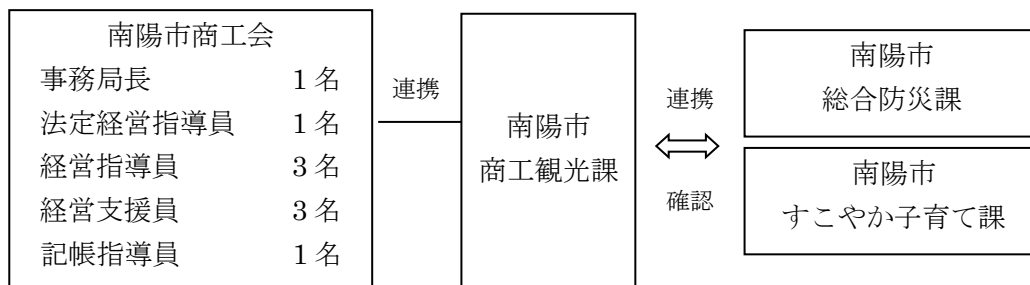
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年9月時点)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大木 学 連絡先 南陽市商工会 TEL : 0238-40-3232

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

南陽市商工会

〒999-2262 山形県南陽市若狭郷屋 839-1

TEL : 0238-40-3232 FAX : 0238-40-2626

E-mail : nanyou@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

南陽市商工観光課

〒999-2292 山形県南陽市三間通 436-1

TEL : 0238-40-3211 FAX : 0238-40-3242

E-mail : syoko1@city.nanyo.yamagata.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 必要な資金の額 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 |
| ・ B C P セミナー開催費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| ・ 個社支援専門家派遣費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| ・ 周知用チラシ等作成費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・ 防災・感染症対策費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---|
| 補助金・委託料(国・山形県・南陽市)、自己財源(会費収入、手数料・受託料収入、雑収入) |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|---|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ① ② ③ ・ ・ ・ |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ① ② ③ ・ ・ ・ |
| 連携体制図等 |
| ① ② ③ |